

幼児教育無償化が 令和元年10月から始まります

利用料（保育料）

基本的な利用者負担額※₁は無償となります。

対象：満3歳から5歳児まで

預かり保育利用料

上限：最大 月額 11,300 円※₂

対象：共働き世帯など保育の必要な3歳児から5歳児まで※₃

※₁ 法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得たうえで徴収可能な費用、通園送迎費、食料料費などは対象外です。

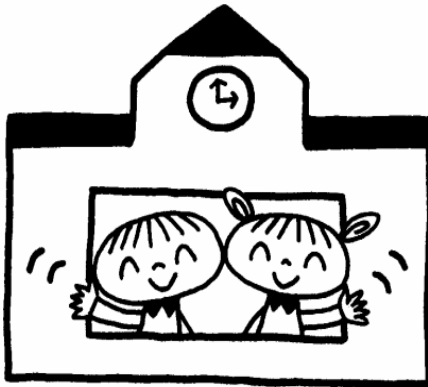
なお、食材料費については、世帯年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは軽減が受けられます。

算定のイメージ

預かり保育利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	なし
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

※₂ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。
(450円×利用日数)

※₃ 市町村民税非課税世帯のみ、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもが対象となります。(最大 月額 16,300円)



幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた金額が上限)

既にご利用いただいている方につきましては、利用料(保育料)については、新たな手続きは不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書の提出が必要」になります。(必要書類については裏面参照)

幼稚園(市区町村)から配布される申請書に必要事項を記入の上、幼稚園(市区町村)へご提出ください。

問合せ先

松原市子ども未来室入所係

TEL:072-334-1550(代表)

(裏面へ続く)

必要書類について (預かり保育の無償化を希望される場合)

○認定申請書

○保育の必要な事由の証明書（保護者の方はいずれも必要です。）

預かり保育を利用しており、下記の事由のいずれかに該当する場合は、認定申請書に加え、各種証明書をご提出ください。**(証明書などの提出がない場合、無償化の対象となりませんので、ご注意ください。)**

事由	内容・条件	必要なもの
就労	家庭外で仕事をしている場合、または 家庭で日常の家事以外の仕事をしている 場合	・就労証明書
	月96時間以上勤務していることが条件 になります	
母親の出産等	妊娠中や出産後間もなく児童を保育でき ない場合	・母子手帳の写し (氏名欄と出産予定日の記入部分)
	出産予定日の産前6週の月初めから、 産後8週の月末までの最大4か月間	
疾病・障害	疾病にかかり、または負傷し、または 精神もしくは身体に障害を有しており、 児童の保育ができない場合	・診断証明書 (障害者手帳等 ^(注) を有する場合は その写しで可)
介護・看護	親族を常時介護・看護している場合	・被介護者の障害者手帳等 ^(注) また は医師の診断書 ・介護者の介護・看護申立書
	月96時間以上介護・看護していること が条件になります	
就学	就学中（職業訓練校等における職業訓練 を含む）のため、保育ができない場合	・在学証明書（学生証でも可） ・カリキュラム（時間割）の写し
	月96時間以上就学していることが条件 になります	

(注) 身体障害者手帳1級～4級・精神障害者保健福祉手帳1級～3級・療育手帳A～B2を所持している方、または介護保険における要介護1～5の認定を受けている方

※ 保育の必要な事由の証明書については、市ホームページよりダウンロードできます。